平成２７年度　　事務事業評価シート

章	5	豊かな個性と人間性を育むまち　【その他の関連事業】
節	－	－
施策	－	－
目標		－

NO	施策	事業名【事務事業コード】	部名及びグループ名		開始年度	終了年度	事業区分	会計種別	Plan ・ Do																Check			Action
									事業概要				事業の成果、目標								各年度の決算額、当該年度の予算額、今後の予算案 【 単位 ： 千円 】								第２期基本計画第３次実施計画期間中（H24～H27）における事業内容の変更・改善等の状況		評価	評価の判断理由、特記事項など（妥当性、有効性、効率性、成果）	今後の事業の方向性【H28以降】
									事業の目的	年度	対象者等 ※ハード事業の場合は、施設名を記載	事業の内容	根拠法令、条例、要綱等	指標名	単位	H25実績	H26実績	H27目標	H28目標	H29目標	H30目標	名称		H25決算	H26決算	H27予算	H28予算案	H29予算案	H30予算案					
1	9-⑨	要保護・準要保護就学援助費（小学校）	教育委員会	学校教育G	S62	－	ソフト	一般会計	経済的理由により就学が困難と認められる児童の保護者に対し、就学に必要な学用品等の経費の一部を援助することにより、教育の機会均等の理念に基づき、義務教育を円滑に推進することを目的とする。	H25	経済的理由により就学が困難と認められる小学生の保護者（学校教育法第19条・登別市就学援助事務処理運用基準）	経済的理由により就学が困難と認められる児童の保護者に対し、就学に必要な学用品等の経費の一部を援助した。 【補助内容】 給食費、学用品費、通学費、医療費、修学旅行費、校外活動費	教育基本法（第４条）、学校教育法第19条、登別市就学援助事務処理運用基準	対象児童数	人	456	438	432	432	432	432	国庫支出金	要保護児童生徒援助費補助金	53	156	105	95	95	95	H25以前	事業実施中に不断の事務改善を検討・実施しておりますが、事業内容に変更はありません。	維持	経済的理由により、就学困難と認められる児童に教育上必要な支援等を行い、就学の機会を確保することは、教育基本法第４条（教育の機会均等）及び学校教育法第19条に定められているため、市が本事業を実施することは妥当である。	今後も、就学が困難と認められる児童の保護者に対し、継続して就学に必要な学用品等の経費の一部を援助していく。
										H26	上記のとおり	上記の補助内容に加えて、新たにＰＴＡ会費を追加し、援助を行った。	上記のとおり								道支出金									H26	PTA会費について、道内の市で徐々に導入が進み、当市も平成26年度よりＰＴＡ会費を支給対象項目に追加することとした。				
																					地方債													
																					その他													
		52999001								H27	上記のとおり	上記のとおり実施中	上記のとおり	－	－	－	－	－	－	－	一般財源		28,639	29,318	32,609	31,917	31,917	31,917	H27	上記のとおり			
																					合　計		28,692	29,474	32,714	32,012	32,012	32,012					
2	9-⑨	要保護・準要保護就学援助費（中学校）	教育委員会	学校教育G	S62	－	ソフト	一般会計	経済的理由により就学が困難と認められる生徒の保護者に、就学に必要な援助を行うことにより、教育の機会均等の理念に基づき、義務教育を円滑に推進することを目的とする。	H25	経済的理由により就学が困難と認められる中学生の保護者（学校教育法第19条・登別市就学援助事務処理運用基準）	経済的理由により就学が困難と認められる生徒の保護者に対し、就学に必要な学用品等の経費の一部を援助した。 【補助内容】 給食費、学用品費、通学費、医療費、修学旅行費、校外活動費	教育基本法第４条、学校教育法第19条、登別市就学援助事務処理運用基準	対象生徒数	人	267	277	271	271	271	271	国庫支出金	要保護児童生徒援助費補助金	186	290	200	143	143	143	H25以前	事業実施中に不断の事務改善を検討・実施しておりますが、事業内容に変更はありません。	維持	経済的理由により、就学困難と認められる生徒に教育上必要な支援等を行い、就学の機会を確保することは、教育基本法第４条（教育の機会均等）及び学校教育法第19条に定められているため、市が本事業を実施することは妥当である。	今後も、就学が困難と認められる児童の保護者に対し、継続して就学に必要な学用品等の経費の一部を援助していく。
										H26	上記のとおり	上記の補助内容に加えて、新たにＰＴＡ会費を追加し、援助を行った。	上記のとおり								道支出金									H26	PTA会費について、道内の市で徐々に導入が進み、当市も平成26年度よりＰＴＡ会費を支給対象項目に追加することとした。				
																					地方債													
																					その他													
		52999002								H27	上記のとおり	上記のとおり実施中	上記のとおり	－	－	－	－	－	－	－	一般財源		24,495	28,618	30,938	29,719	29,719	29,719	H27	上記のとおり			
																					合　計		24,681	28,908	31,138	29,862	29,862	29,862					
3	9-⑨	財団法人登別市文化・スポーツ振興財団事業補助金	教育委員会	社会教育G	H8	－	ソフト	一般会計	市民が文化やスポーツに触れる機会を拡充することにより、文化、スポーツ活動の振興を図ることを目的とする。	H25	一般財団法人登別市文化・スポーツ振興財団	上記のとおり 【文化振興事業】文化教室開催事業（初心者英会話教室　外６事業）、芸術鑑賞事業（道新ジュニアクラシック　外２事業）、共催事業（市民文化祭　外２事業） 【スポーツ振興事業】スポーツ教室開催事業（ジュニアテニス教室　外８事業）、スポーツ大会開催事業（市民スポンジテニス大会　外３事業）、共催事業（市民ゲートボール大会　外１事業）	登別市補助金等の事務取扱に関する規則	参加人数（延べ）	人	3,019	2,227	3,000	3,000	3,000	3,000	国庫支出金								H25以前	事業実施中に不断の事務改善を検討・実施しておりますが、事業内容に変更はありません。	維持	文化・スポーツに対する市民の関心が高まってきている中、文化・スポーツ振興財団の役割は重要であり支援することが必要である。	引き続きアンケート等で市民のニーズを捉えるとともに、事業目的に沿った事業の実施がされているか等、十分精査し、効果的な補助金の交付に努めていく。
										H26	上記のとおり	上記のとおり 【文化振興事業】文化教室開催事業（初心者英会話教室　外６事業）、芸術鑑賞事業（道新ジュニアクラシック　外２事業）、共催事業（市民文化祭　外２事業） 【スポーツ振興事業】スポーツ教室開催事業（ジュニアテニス教室　外９事業）、スポーツ大会開催事業（市民スポンジテニス大会　外４事業）、共催事業（市民ゲートボール大会　外１事業）	上記のとおり								道支出金									H26	上記のとおり			
																					地方債													
																					その他													
		59999001								H27	上記のとおり	上記のとおり実施予定 【文化振興事業】文化教室開催事業、芸術鑑賞事業、共催事業を実施予定 【スポーツ振興事業】スポーツ教室開催事業、スポーツ大会開催事業、共催事業を実施予定	上記のとおり	－	－	－	－	－	－	－	一般財源		4,860	4,965	4,847	4,909	4,909	4,909	H27	上記のとおり			
																					合　計		4,860	4,965	4,847	4,909	4,909	4,909					
4	9-⑨	財団法人登別市文化・スポーツ振興財団運営補助金	教育委員会	社会教育G	H8	－	ソフト	一般会計	文化やスポーツ活動の振興を図る文化・スポーツ振興財団の運営を支援することにより、質の高い文化やスポーツの場を提供することを目的とする。	H25	一般財団法人登別市文化・スポーツ振興財団	一般財団法人登別市文化・スポーツ振興財団の運営費を補助した。	登別市補助金等の事務取扱に関する規則	従事者数	人	4	4	4	4	4	4	国庫支出金								H25以前	事業実施中に不断の事務改善を検討・実施しておりますが、事業内容に変更はありません。	維持	市民の文化・スポーツへの関心が高まっている中、教室や大会など、文化・スポーツ活動を始めるきっかけを作ることにより、より活発な活動を生むことができ、それらの場を提供するために設立された文化・スポーツ振興財団の運営を支援することが必要である。	今後も、文化・スポーツの振興に資するため設立された同財団に運営補助金を交付することにより、設立趣旨に基づいた事業運営を推進していく。
										H26	上記のとおり	上記のとおり	上記のとおり								道支出金									H26	上記のとおり			
																					地方債													
																					その他													
		59999002								H27	上記のとおり	上記のとおり	上記のとおり	－	－	－	－	－	－	－	一般財源		11,112	11,405	12,278	11,739	11,739	11,739	H27	上記のとおり			
																					合　計		11,112	11,405	12,278	11,739	11,739	11,739					